

【判例研究】

City of Grants Pass v. Johnson, 603 U. S. ____, (2024)
オレゴン州グランツパス市の公有地野営条例が
合衆国憲法修正8条の残酷で異常な刑罰禁止条項に
違反しないと判断された事例

橋 本 圭 子

City of Grants Pass v. Johnson, 603 U. S. ____, (2024)

The enforcement of the city's public-camping ordinances does not constitute
“Cruel and Unusual Punishment” prohibited by the Eighth Amendment.

Keiko Hashimoto

I 事実の概要

オレゴン州グランツパス市にはおよそ3万8000人が居住しており、そのうち約600人がホームレス状態を経験したと推定されている。アメリカ全土の多くの地方自治体と同様に、グランツパス市には公有地での野営(camping)を制限する「公有地野営条例(public-camping laws)」がある。このグランツパス市条例では、公共財(public property)での野営や、市の公園で一晩中、車を停めるなどの行為を禁止している¹。一度目の違反で罰金が科せられ、複数回の違反で禁固刑(imprisonment)が科せられる場合がある。かつて、Martin v. City of Boise (2019)²において第9巡回区連邦控訴裁判所(以下、第9巡回区控訴裁)は、管轄区域内のホームレス者の数が「実際に利用可能な(practically available)」シェルターのベッド数を上回る場合、合衆国憲法第8修正(以下、修正8条)の残酷で異常な刑罰条項により、市がホームレス者に対してこのような公有地野営条例を施行することを禁ずると判決した。Martin判決以降、グランツパス市のようなアメリカ西部の都市に対して同様の訴訟が急増した。

被上訴人は、グランツパス市に住むホームレス者を代表して、公有地での野営を禁止する市の条例は修正8条に違反すると主張し、集団訴訟を提起した。2020年、オレゴン州連邦地方裁判所(以下、地裁)は集団訴訟を認め、グランツパス市が市内のホームレス者に対し条例を執行することを禁止する差止命令を下した³。地裁はMartin判決の推論を適用し、グランツパス

¹ §§5.61.030, 6.46.090 (A)-(B).

² Martin v. City of Boise, 920 F. 3d 584 (9th Cir. 2019). 2019年にアメリカ合衆国連邦最高裁判所(以下、最高裁)はこの事件に対する裁量上訴の審理を拒否したため、第9巡回区控訴裁の下したMartin判決は同区域内での拘束力のある判例となっている。判例の詳細は、拙稿を参照。橋本圭子「アイダホ州ボイシ市のキャンピング条例及び治安案乱行為条例が合衆国憲法修正8条の『残酷で異常な刑罰』に違反するとされた事例—Martin v. City of Boise, 920 F. 3d 584 (9th Cir. 2019).」『広島文教大学紀要』第54巻、2019年、p.87-96。

³ App. to Pet. for Cert. 182a-183a.

市のシェルターに居住していないすべてのホームレス者は「やむを得ずホームレス状態にある (involuntarily homeless)」と認定した。これは、市のホームレス人口が「事実上、利用可能な (practically available)」シェルター・ベッドの数を上回っているためである⁴。グランツパス市の慈善団体が運営するシェルター・ベッドは、居住者に対して、喫煙を認めず、宗教的儀式への参加を強制する規則などがあるため、「利用可能」とはみなされなかった⁵。さらに、2022年、二審の第9巡回区控訴裁も地裁の差止命令を支持した⁶。これに対して、グランツパス市は裁量上訴を申立て、最高裁はこれを認めた。

II 判 旨

判決は、公共財での野営を規制する一般的に適用可能な法律の施行は、修正8条が禁止する残虐で異常な刑罰には当たらないとして、破棄差戻した。

ゴーサッチ裁判官が法廷意見を執筆し、ロバーツ首席裁判官、トーマス、アリート、カバノー、バレット裁判官がこれに同調した。トーマス裁判官は同意意見を執筆した。ソトマイヨール裁判官は反対意見を執筆し、ケイガン、ジャクソン裁判官がこれに同調した。

【ゴーサッチ裁判官の法廷意見】

1. ホームレス野営地の拡大による地域課題

ホームレス問題は、今や「アメリカ西部における決定的な公衆衛生と安全の危機」となり得るかもしれない。連邦政府によると、この国のホームレス問題は、政府が統計を取り始めた2007年以来、最悪のレベルに達している⁷。ホームレスを経験する人々は、アメリカ合衆国の国家そのものと同じくらい多様で、年齢、人種、思想信条などすべて異なる。また、その原因もさまざま、その多くは自分ではどうすることもできない。家庭内暴力やその他の搾取から逃れるために家を離れた人、薬物依存や精神疾患に苦しんでいる人もいる。ある推計によると、シェルターに入っていないホームレス者の78パーセントは何らかの精神保健上の問題を抱えており、75パーセントは薬物依存に苦しんでいる⁸。

シェルターに入っていない人々は、野営地などに集まって暮らす場合が多い。連邦政府の報告によると、全国のホームレスの野営地の数は近年増加している⁹。シェルターに入っていない人々がこれらの野営地に集まるのにはさまざまな理由がある。シェルターの規則に従うよりも、野営地の生活で得られる「自由」を重視する人もいる。野営地には「コミュニティの感覚」があると主張する人もいる。また、「違法薬物への確実な接触手段」を求めて野営地を探す場合もある。

このように野営地の数と規模が拡大するにつれ、ホームレス者やその他の人々にとっての課題も拡大している。例えば、野営地においてホームレス者が被害者及び加害者になる事件は多く報

⁴ App. to Pet. for Cert. 179a, 216a.

⁵ App. to Pet. for Cert. 179a-180a.

⁶ 72 F. 4th 868, 874-896.

⁷ アメリカ合衆国住宅・都市開発省、地域計画開発局他「アメリカ合衆国連邦議会による2023年ホームレス年次評価報告書」、2-3頁。

⁸ J. Rountree, N. Hess, & A. Lyke, Health Conditions Among Unsheltered Adults in the U. S., Calif. Policy Lab, Policy Brief 5 (2019).

⁹ アメリカ合衆国住宅・都市開発省、政策開発・研究局他「野営地に住む人々のホームレス問題とそれに伴うコストの調査1」、2020年。

告されている¹⁰。具体的には、野営地の住民に対する「性的暴行」や「性労働への隷属」¹¹、銃撃事件の頻発¹²、違法薬物の受け渡し場所となり多くの人命を失っていること¹³、水道などの適切な衛生設備の不備による病気（チフス、赤痢、熱帯熱など）の蔓延など¹⁴である。他方で、野営地周辺の住民に対する不利益も多く報告されている。周辺住民が学校、食料品店、職場などに行く際、使用済みの注射器、人間の排泄物、その他の危険を避けながら通行しなければならないことがある。とりわけ、体の不自由な住民の安全な移動に支障を来たす場合がある¹⁵。

2. グランツパス市条例の憲法適合性

当裁判所が直面している唯一の問題は、修正8条の残酷で異常な刑罰条項がグランツパス市の公有地野営条例の執行を禁止しているか否かである。この条項は、「政府が刑事法違反に対して課すことができる刑罰の方法や種類を対象にしていると常に厳格に考えられている」¹⁶。これらの刑罰は、恐怖、苦痛、屈辱をことさらに与えることを意図しているため残酷であると考えられ、この条項が採択された時点では長年行われていなかったため異常であると考えられていた。それは、以前は容認されていた特定の刑罰に、新たな国家は決して頼らないことを保障するために採択された¹⁷。これらを考慮すると、修正8条は、被上訴人がこの訴訟で求めているような判決や、Martin判決以来、第9巡回区控訴裁が支持してきた判決を下すための根拠としては不十分であるように思われる。残酷で異常な刑罰条項は、正確には、「政府が刑事事件の有罪判決後にいかなる『方法や種類の刑罰』を科すことができるかという問題」に焦点を当てており、そもそも政府が特定の行為を犯罪とすることができるかどうかという問題に焦点を当てていない。

当裁判所は、グランツパス市が科す刑罰が残酷で異常であると認定することはできない。市は、初犯者には限定的な罰金、再犯者には一時的に公共の公園での野営を禁止する命令、さらに命令に違反した者には最長30日間の禁固刑を科している¹⁸。このような刑罰は、「恐怖、苦痛、屈辱」を「ことさらに与える」ことを意図していないため、残酷には当たらない¹⁹。同様に、限定的な罰金と禁固刑は、これまでそしてこれからも、全国的に「犯罪を罰する通常の方法」の1つであるため「異常」にも当たらない²⁰。実際、全国の都市や州では、同様の犯罪に対して同様の刑罰を長い間適用してきた。

¹⁰ Brief for California State Sheriffs' Associations et al. as *Amici Curiae* 21.

¹¹ Brief for California Governor G. Newsom as *Amicus Curiae* 11.

¹² Brief for Washington State Association of Sheriffs and Police Chiefs as *Amicus Curiae* on Pet. for Cert. 10.

¹³ Brief for Office of the San Diego County District Attorney as *Amicus Curiae* 17-19.

¹⁴ California Governor Brief 12; Brief for Idaho et al. as *Amichi Curiae* 7.

¹⁵ Brief for City and County of San Francisco et al. as *Amici Curiae* on Pet. for Cert. 5.

¹⁶ *Powell v. Texas*, 392 U.S. 514, 531-532 (1968). 公共の場での酩酊を犯罪とするテキサス州法は、修正8条の残酷で異常な刑罰条項に違反しないとされた最高裁判決。

¹⁷ *Bucklew v. Precythe*, 587 U.S. 119, 130 (2019). 修正8条にもとづく死刑の方法に異議を唱える基準に関する最高裁判決。

¹⁸ Ore. Rev. Stat. § § 164.245, 161.615 (3).

¹⁹ *Bucklew*, 587 U.S., at 130.

²⁰ *Pervear v. Commonwealth*, 5 Wall. 475, 480. 1866年に囚人の権利の問題をめぐる最高裁に提起された事件。当時、最高裁は、囚人には憲法上の権利はなく、修正8条の権利さえも持っていないと裁定した。これは、州が連邦政府の干渉なしに刑務所を運営することを可能にした「ハンズオフ政策」を述べた最初のケースであった。

3. 法的背景—Robinson裁判²¹, Powell裁判, Martin裁判との関連

被上訴人らは、残虐で異常な刑罰条項が、文面上、国家が何を犯罪とみなすか、あるいはどのようにして有罪を示すかという問いに答えていないことについて、有効な異議を唱えていない。第9巡回区控訴裁のMartin判決と同様に、被上訴人らは明らかな例外としてRobinson判決を挙げている²²。Robinson裁判において最高裁は、残虐で異常な刑罰条項にもとづいて、カリフォルニア州は「何人も…薬物に依存してはならない」と規定する法律を施行することはできないと判示した。カリフォルニア州は「薬物依存の『状態』を刑事犯罪とすることはできない」としながらも、裁判所は、被告のように依存症に苦しむ人々の行動さえ禁止する州の「広範な権限 (broad power)」に疑問を投げかけるつもりはないことを強調した。裁判所が問題視したのは、カリフォルニア州の法律が依存症であるという状態を犯罪とみなしていたことである。最高裁は、残虐で異常な刑罰条項を1962年当時としては前例のない方法で解釈し、州が犯罪とみなせるものに制限を課した。ホワイト裁判官は反対意見で、「『残虐で異常な刑罰』の適用」を「あまりにも斬新で、とても憲法起草者に帰することはできない」と多数派が受け入れたことを嘆いた²³。それ以降、最高裁はRobinson判決をそのように適用していない。

Robinson判決が修正8条の解釈としてどれほど説得力があったとしても、第9巡回区控訴裁のMartin判決を支持することはできない。Robinson判決は、州が刑法 (criminal laws) の内容に関して享受する「広範な権限」を明示的に認め、薬物依存症に苦しむ者による故意または意図的な薬物使用でさえも犯罪とすることができると強調した。最高裁は、カリフォルニア州の法律が依存症を犯罪行為とみなしているという理由だけで修正8条違反と判断した。

グランツパス市の公有地野営条例は、状態を犯罪とみなしていない。状態にかかわらず、あらゆる人が行う行為を禁止している。被告人が現在ホームレス状態の人であろうと、休暇中のバックパッカーであろうと、寮の部屋を放棄して市庁舎の芝生で抗議活動を行う学生であろうと、何ら変わりはない。本件の公有地野営条例は、その状態を犯罪とみなしてはいないため、Robinson判決とは関連がない。

ホームレス者の中には法律で禁じられている行為をやむなくせざるを得ない人もいるため、裁判所はRobinson判決を拡大して、ある意味「やむを得ない (involuntary)」行為を禁じる法律の執行を禁止すべきであると被上訴人らは主張している。第9巡回区控訴裁は下級審及びMartin裁判でこの考え方を推し進めたが、最高裁はPowell裁判においてこれを退けている。Powell裁判において最高裁は「公共の場所で飲酒したり、酔った状態で発見されたりすることは犯罪である」と規定するテキサス州法によって有罪判決を受けた被告と対峙した。本件の被上訴人と同様、Powell事件の原告は、飲酒は彼らがアルコール依存症者であるという状態の「やむを得ない」副産物 (byproduct) であると主張した。最高裁は、テキサス州法が原告Powellのアルコール依存症状態を犯罪化したとは認めなかった。相対多数意見を執筆したマーシャル裁判官は、Robinson裁判の「実体刑法への極めて小さな介入」は、州が「単なる状態」を犯罪とする法律の施行を妨げるだけであると指摘した。「被告人が何らかの行為を犯した」場合、Robinson判決は州が有罪

²¹ Robinson v. California, 370 U.S. 660 (1962). 薬物依存症者を罰するカリフォルニア州の刑法は、「行動」ではなく「状態」を犯罪とみなしているため、修正8条の残酷で異常な刑罰条項にもとづき違憲無効とした最高裁判決。

²² Robinson, 370 U.S. 660.

²³ Robinson, 370 U.S., at 689.

オレゴン州グランツパス市の公有地野営条例が合衆国憲法修正8条の残酷で異常な刑罰禁止条項に違反しないと判断された事例

判決を下す権限を制限するものではない。社会はそのような行為を妨げる利益を有するのである。マーシャル裁判官は続けて、被告の行為が、ある意味「やむを得ず、もしくは、特別な状況によって引き起こされた」場合であってもそれは同様であると述べた。

本件も例外ではない。Powell事件と同様に、本件の被上訴人も、Robinson裁判の判断を「単なる状態」を扱う法律を超えて、たとえ必須の犯意 (requisite mensrea) をもって行われたとしても、ある意味「やむを得ない」とみなされる可能性のある行為を扱う法律にまで拡大しようとしている。そして、Powell事件と同様、当裁判所も修正8条に何らそのような方向性を見出すことができない。そのかわりに、他のさまざまな法理と憲法条項が、刑事司法制度のもとで人々を有罪判決から保護するために機能している。

4. 第9巡回区控訴裁の反ホームレス条例関連判決とその影響

Powell判決は、Robinson判決を「やむを得ず行う行為 (involuntary acts)」にまで拡大適用することを拒否しただけでなく、そうすることの危険性も強調した。マーシャル裁判官は、Robinson判決を「やむを得ず行う行為」にまで拡大適用すれば、事実上、当裁判所が「憲法上の新たな愚行とも言うべき審査基準 (insanity test)」を「定義」するよう「強いられる」ことになるだろうと指摘した²⁴。その理由は、Powell事件の被告人にみられるような個人が、必須の犯意をもって犯罪行為を行ったことについては争わないものの、自身の状態を理由に道徳的責任を免れることを求める結果になるためである。むしろ、マーシャル裁判官は、そのような問題は民主的プロセスを通じて解決されるべきであり、司法上好ましい特定のアプローチを「厳格な憲法枠組みに固定化する」ことによって解決されるべきではないと述べた。当裁判所は、Kahler事件²⁵において最後の点を繰り返し、必要な条件を満たす精神状態 (requisite mental state) で禁止行為を犯した個人が、道徳的責任の欠如を理由に責任を免除されるべきかどうかという問題は、一般に市民が選出した代表者 (民主的プロセス) によって解決されるのが最善であると強調した。

善かれと思ってなされたことに疑いはないが、第9巡回区控訴裁のMartin判決はこうした教訓を無視したものであった。「やむを得ない」ホームレス状態とは何か、シェルターが「実際に利用可能」なのはいつか、といった疑問に対する答えは、残酷で異常な刑罰条項には見出せない。また、連邦裁判官には、そうした答えを出す特別な権限はない。西部各地の都市は、第9巡回区控訴裁の「『やむを得ない状態』という審査基準 (involuntariness test)」が、容認し得ない曖昧さ (intolerable uncertainty) を生じさせたと報告している。Robinson判決を、狭い範囲を超えて純粋に状態犯罪と拡大解釈することで、第9巡回区控訴裁は、裁判官が「恣意的判断」で定義する以外には「ありえない」ことが証明されている権利を生み出した²⁶。マーシャル裁判官がPowell裁判で予測したように、第9巡回区控訴裁の判決は混乱を生み、従来、彼らの管轄であると考えられていた困難な課題を国民と彼らに選ばれたリーダー (議員) から取り上げることで、「連邦主義の基本的な考え方」を妨害した。

5. ホームレス政策における国民のコンセンサスと司法の守備範囲

ホームレス問題は複雑であり、その原因は多様である。それに対処するために必要な公共政策

²⁴ Powell, 392 U.S., at 536.

²⁵ Kahler v. Kansas, 589 U. S. 271 (2020). 修正14条のデュー・プロセス条項は、カンザス州が、被告が自分の犯罪が道徳的に間違っていたと認識する能力を考慮した精神疾患テストを採用することを要求していないと判断した最高裁判決。

²⁶ Powell, 392 U. S., at 534.

の対応も同様かもしれない。本件が提起する問題は、修正8条が連邦裁判官にこれらの原因を評価し、対応を考える第一義的な責任を与えているか否かである。一部の連邦裁判官は、ホームレスのような差し迫った社会問題をどう扱うのが最善かを決定するにあたり、アメリカ国民が有する集合知 (the collective wisdom) に合わせ始めることができている²⁷。修正8条は多くの重要な役割を果たしているが、連邦裁判官がアメリカ国民から権利と責任を奪い、彼らに代わってこの国のホームレス政策を決めることを認めていない。

【トーマス裁判官の同意意見】

トーマス裁判官は短い同意意見を執筆している。その主旨は主に2点である。1点目は、Robinson判決はその大部分が誤りであり、その根拠は同判決が修正8条の条文と本来の意味を考慮するかわりに世論に目を向けているためとしている。2点目は、被上訴人は長い間グランツパス市でホームレス状態にあったが、これまで課せられたのは民事罰金 (立ち入り禁止の課徴金) 等であり、彼らが主張している「残酷で異常な刑罰条項」に関係することを立証できていない点である。二審は、「民事罰はのちに刑事犯罪になる可能性がある」と主張しているが、修正8条に関してこれほど幅広い見方をするのではないとトーマス裁判官は述べている。

【ソトマイヨール裁判官の反対意見】

1. 公有地野営条例は「残酷で異常な刑罰」に該当する

本判決の法廷意見と異なり、Robinson判決は刑罰の厳しさそれ自体には頼らなかった。最高裁は、「理論上、90日間の禁固刑は残酷でも異常でもない」²⁸が、個人の「状態」を理由に刑罰が科せられる場合、「たとえそれが1日の禁固刑であっても残酷で異常な刑罰にあたる」と結論づけた。

当裁判所は、「修正8条は何が犯罪とされそれ故に処罰されるかについての実体的制限を課している」という争点に関して、Robinson判決を繰り返し引用してきた。法廷意見はRobinson判決を批判し、誤って「例外」としているが、その判決を覆したり再考したりはしていない。また、法廷意見は、「犯罪の重大性に鑑み著しく不釣り合いな、または「刑罰上の目的」を全く果たさない「不必要な苦痛」を与えることは刑罰条項に違反するという、当裁判所の確固たる原則にも疑問を投げかけていない³⁰。そのかわりに、法廷意見は、本件はRobinson判決の適用または拡大を必要とすると見ている。しかし、法廷意見のRobinson判決に対する理解は明らかに誤りである。

2. 公有地野営条例の「目的」、「条文」、「執行」からみる「状態」の犯罪化

グランツパス市の条例はホームレスを犯罪とみなしている。利用可能なシェルターがないというホームレスの状態は、処罰の対象となる行為 (屋外で寝ること) によって特徴づけられる。法廷意見は、条例は「単なる状態を犯罪とみなすものではない」と述べているが、それを覆す証拠は多数ある。条例の目的、条文、執行から、「行為」ではなく「状態」を対象としていることを確認できる。

第1に目的を検討する。施行された条例は「ホームレスであること」を犯罪化することを目

²⁷ Robinson, 370 U. S., at 689. ホワイト裁判官の反対意見。

²⁸ Robinson, 370 U. S., at 667.

³⁰ Estelle v. Gamble, 429 U. S. 97, 103, and n. 7 (1976). 修正8条の権利侵害を主張するために受刑者が何を訴えなければならないかの基準を示した事件。最高裁は、受刑者は重大な医療ニーズに対する意図的な無関心を証明するのに十分有害な作為または不作為を主張しなければならないと判示した。

的としている。グランツパス市議会は、2013年に「現在の浮浪者問題の解決策を明らかにする」ための公開の議会を開催した³¹。市議会は、ホームレスの人々に「特定の目的地までのバスのチケットを買う」、または、彼らを別の管轄区域に移送して「そこに置き去り (leave) にする」ことで、ホームレスの人々を追い出そう (banish) とした市のこれまでの取り組みについて議論した。このような取り組みがうまくいかなかったため、市議会は「『サービス提供しない』リスト」や「犯罪者の写真を撮って『最も望ましくないリスト』」を作成し、それをすべてのサービス機関に配布する」などの他のアイデアについて議論した。市議会は、「食料、衣類、寝具、衛生用品等」の基本的サービスを拒むことさえ検討した。このようなアイデアは、阻止 (deterrence) であり博愛的行為 (altruism) ではない。ある市議会議員は、「今のままでいることの苦痛が変化の苦痛を上回るまで、人々は変化しない。そして、必要な変化を促すために、外からの力を必要とする人もいる」、「彼らは行動を変えるほどの空腹でもないし、寒さも感じていないのではないか」などと意見を述べた。このような議論をふまえて、市議会議長は目標を簡潔にまとめた。「我々の街のホームレスの人たちにとって、この街を居心地の悪い場所にして、彼らがこの街を去って行きたいと思うようにすることが目標である」。この会議の取り組み事項の1つは、ホームレスの人々に対する「標的を絞った違法野営の取り締まり」である³²。公開会議の翌年、市の就寝禁止条例及び野営禁止条例の取り締まりが大幅に強化された。2013年から2018年にかけて、市は条例に基づく違反切符を次々と発行した³³。

第2に条文を検討する。条例は、その文言からホームレスの人々を対象としている。条例は、「野营地」を「一時的な居住場所を維持する目的で、寝具、寝袋、または寝具の目的で使用されるその他の用具が置かれている場所」と定義している³⁴。法廷意見は、「被告がホームレスであるかどうかは関係ない」と主張している。しかし、条例は一時的な居住場所を維持するために寝具が置かれていない限り適用されない。したがって、「禁止行為と許可行為の境目は、公共の場で『生活をする』という人の意図 (intent) である。ベビーカーで昼寝をする幼児、日曜の午後にピクニックをする人、夜に星空を観察する人は、すべて公共の場所に毛布を持ってきて寝るのと同じような行為をしているかもしれない。しかし、彼らは別に『生活場所』を持っていて、そこに戻ることが推定されるため、処罰を免れる」³⁵。

言い換えれば、条例はホームレス状態を犯罪としないとしながらも、ホームレス状態を特徴づける行為を処罰の対象としている。ほとんどの定義では、ホームレス個人とは「固定され (fixed)、定まった (regular)、適切な (adequate) 夜間の住居」を持たない人々である³⁶。グランツパス市が毛布1枚で屋外に寝ることを犯罪とみなすのは、ホームレスの犯罪化を認めるのと同じである。「屋内にシェルターがないことと公共の場所で寝ることの間に境はなく、それはコインの裏表である」³⁷。「固定され、定まった、適切な夜間の住居」を持たない人々は、「一時的な居住場所を維持する」ために公共の場で眠る必要があるため、条例は「野营地」の定義をホームレスの定義の代わりとして用い、ホームレスの人々がそこにいっただけで必然的に法を犯す状況を生み出している。「屋外にいる人々には生きていくためのプライベートな場所がないため、

³¹ App. to Pet. For Cert. 168a.

³² App. to Pet. For Cert. 169a.

³³ 72 F. 4th, at 876-877.

³⁴ § 5.61.010.

³⁵ Brief for Criminal Law and Punishment Scholars as *Amici Curiae* 12.

³⁶ 42 U. S. C. § 11434a (2) (A) ; 24 CFR § § 582.5, 578.3 (2023) .

³⁷ Brief for United States as *Amicus Curiae* 25.

これら広く行き渡った法律に違反することはほぼ確実である」³⁸。人間は誰でも、ある時点で眠る必要がある。利用できるシェルターという選択肢がないホームレスの人々が、グランツパス市で数日間眠らずに過ごすことができたとしても、最終的には立ち去るか、刑事罰を受けることになる。

法廷意見はこの理解に反対し、「条例は、グランツパス市においてホームレスであるという行為 (conduct)、具体的には毛布1枚掛けて寝ているという行為を犯罪としている」と主張する。したがって、議論は「単なる状態を犯罪とするのではなく、グランツパス市は行動 (action) を禁じている」ということになる。法廷意見には、「状態」や「行為」を犯罪とすることが何を意味するかについての議論がなく、何度も同じ数行 (条例は行為に適用され、状態には適用されないため、状態ではなく行為を犯罪としている) が繰り返されている。

この結論の欠陥は明らかである。目を閉じること、睡眠、食事摂取、呼吸といった重要な身体機能 (bodily function) を市が犯罪とみなす限り、法廷意見は状態の犯罪化を容認することになる。それは、その人物を罰する別の方法にすぎない。この論理によれば、法廷意見は、Robinson事件で違憲とされた「依存症者であること」を犯罪とする条例は、「依存症者で、かつ呼吸していること」を犯罪とする場合は合憲であると結論づけるであろう。あるいは、Robinson事件の例では、「風邪をひいているという『罪』」に対して、たとえ1日でも刑務所に入れられるのは残酷で異常な刑罰であろう」³⁹。法廷意見に従えば、「風邪をひいているという状態」を理由に罰するのは残酷で異常であり、風邪をひくことにより生じる「鼻水をすすり、咳をするという行為」を理由に罰するのは残酷でもなければ異常でもないということになる⁴⁰。

第3に執行について検討する。法廷意見は、引用なしに「告発された被告がホームレスであろうと、町を通りかかる休暇中のバックパッカーであろうと、抗議のために寮の部屋を放棄して野営する学生であろうと違いはない」述べている。しかし、グランツパス市警察の副本部長は、実際に「グランツパス市で違法野営をしたとして、ホームレスでない人が切符を切られたことは一度もない」と認めている⁴¹。また、「公園で毛布に寝転んで楽しむことは条例に違反しない」、「星を見るために寝袋を持ってくることは処罰されない」、「条例違反とされるのは、他に帰る家がない場合のみである」と証言している。まさにこれがホームレスの定義である。法廷意見は、このいずれにも異議を唱えていない。

Ⅲ 検 討

2022年9月 (2023年6月一部意見修正)、第9巡回区控訴裁は一審のオレゴン州地裁の判断を支持し、グランツパス市の公有地野営条例を違憲とする判決を下した。この時、当事者、支援者、法律家など域内外の多くの関係者が判決を歓迎し、アメリカ全土で施行されている反ホームレス条例の執行を停止するリーディングケースになるものと大きな期待を持った。しかしその期待も束の間、最高裁はグランツパス市の裁量上訴を受け入れ、この度の判決に至った。

³⁸ S. Rankin, Hiding Homelessness: The Transcarceration of Homelessness, 109 Cal. L. Rev. 559, 561 (2021).

³⁹ Robinson, 370 U. S., at 667.

⁴⁰ Manning v. Caldwell, 930 F. 3d 264, 290 (4th Cir. 2019). 常習的な飲酒者を処罰するバージニア州法がホームレスのアルコール依存症者を取り締まる目的で使われてきたとして、この州法の合憲性を争う裁判。第4巡回区控訴裁は、曖昧さゆえに無効の判断を下した。引用は、ウイルキンソン裁判官の反対意見。

⁴¹ Tr. of Jim Hamilton in Blake v. Grants Pass, No. 1:18-cr-01823 (D. Ore., Oct. 16, 2019), ECF Doc. 63-4, p. 16.

リベラル派3名、保守派6名という「最高裁の保守化」が進むなかで、ある程度、想定内の判決であったとはいえ、一審、二審の違憲の判断を覆す最高裁の判決は大きな衝撃をもって伝えられた。以下、本件で主な争点となった修正8条に加えて、その他関連する可能性のある法的問題について若干の検討を行う。

1. ホームレス問題に特有の「行為」と「状態」の不可分性

ソトマイヨール裁判官は、修正8条と状態犯罪化を説明する際に、Robinson 判決とManning v. Caldwell判決から「風邪」の例えを引用した。ゴーサッチ法廷意見によると、風邪をひいている「状態」で処罰されることはないが、咳をするという「行為」は処罰の対象となる。これをホームレスの問題に置き換えると、ホームレスの「状態」にあることで処罰されることはないが、野営地で毛布を1枚掛けて寝るという「行為」は処罰の対象となる。風邪と咳が切り離して考えられないのと同様に、ホームレス（=家がない）状態である以上、生きるためにはどこか私有地以外の場所で寝なければならないため、ホームレスと公有地での野営（camping）を切り離して考えることはできない。長年、法廷で議論され続けてきた修正8条の「状態」の犯罪化と「行為」の犯罪化は、ホームレス問題においては不可分である。したがって、毛布を1枚掛けて寝るという「行為」を犯罪化することは、ホームレス「状態」を犯罪化することと同義である。

2. 修正14条のデュー・プロセス条項とかつての「浮浪法（vagrancy laws）」

本件では、グランツパス市の公有地野営条例がデュー・プロセス条項に違反するか否かには触れていない。しかし、これまで最高裁は、過去いくつかの「浮浪法」について、修正14条のデュー・プロセス条項に反し、曖昧さゆえに違憲であると判断をしている⁴²。法の立案者は、取り締まりの対象（人、場所、行為など）を広く捉えるための「努力」を行ってきたが、この広範性、漠然性が違憲の根拠とされてきた。このような修正14条の違憲判決をふまえて、アメリカの多くの都市は具体的な「行為」を犯罪とする方向に方針を転換していき⁴³、デュー・プロセス

⁴² Kolender v. Lawson, 461 U. S. 352, 361-362 (1983). 路上でうろつく、徘徊する人に身分証明書の提示とその存在を説明することを義務づけたカリフォルニア州法を無効とした最高裁判決。

Papachristou v. Jacksonville, 405 U. S. 156, 161-162 (1972). 最高裁は、フロリダ州ジャクソンビル市の浮浪者条例は2つの理由から「曖昧さゆえに違憲無効」であるとした。第1に法律で禁止されている行為について個人に公正な通知を行わなかった。第2に恣意的な逮捕と有罪判決を助長した。

Desertrain v. Los Angeles, 754 F. 3d 1147, 1155-1157 (9th Cir. 2014). 第9巡回区控訴裁は、ロサンゼルス市条例の規定に対する曖昧さ、具体的には、住居（living quarter）としての車両の使用を禁止する条例は条文に「住居」とはどのようなものか具体的に定義されていないことへの原告の異議申し立てを、地裁は十分に検討すべきであったと判断した。

Winters v. New York, 333 U. S. 507, 520 (1948). ニューヨーク州刑法（わいせつ法）が曖昧であるがゆえに無実の行為（販売目的で雑誌を所持）を犯罪としてしまう場合、その法に基づく有罪判決は修正14条及び修正1条に違反し、維持できないとした最高裁判決。

Chicago v. Morales, 527 U. S. 41, 57(1999). 1993年、ジーザス・モラレスは、公共の場所でのうろつき（徘徊）を禁止するシカゴ市条例に違反したとして逮捕され、有罪判決を受けた。イリノイ州最高裁は、条例は文面（徘徊の定義は「明確な目的もなく任意の場所をうろろうろする」こと）が非常に曖昧で、個人の自由に対する恣意的な制限であるという点で修正14条のデュー・プロセス条項に違反していると判断した。合衆国最高裁もイリノイ州最高裁の判決を支持した。

⁴³ この方針転換の詳細については拙稿を参照。橋本圭子「アメリカにおける反ホームレス法の憲法適合性(1)」『広島法学』第39巻第4号、2016年3月、p.77-93, 81。

条項には、anti-homelessness条例に憲法上の制限を科す可能性が潜在すると考える⁴⁴。

3. 修正4条の財産保護にかかる権利侵害の可能性

本件の法廷意見では、被上訴人の財産保護については直接触れられていないが、裁判資料である「合衆国政府によるアマカス・クリエ意見書21」には、「ここでの条例は『追放 (banishment)』の一種に似ており、現在ではわが国の法律の流儀 (legal tradition) に反すると一般に認識されている措置」とある。banishmentには、「(人に対する) 追放」という意味に加えて、「(物に対する) 破棄」という意味もある。公有地で寝起きするホームレスの人々は、多くの場合、寝具やそれに代わる物 (シートや段ボールなど)、何某かの私有物を所持している。肌身離さず持ち歩く人もいれば、何かの用を足す際には一時的に置いたままその場を離れていることもある。

過去のホームレス裁判では、このような財産の保護が争点となったケースがある。Lavan v. Los Angeles (2012)⁴⁵は、ロサンゼルス市の「スキッド・ロウ」地区に住む9人のホームレス者が、食事、シャワー、トイレなどで一時的にその場を離れていた際に、市が歩道に置かれていた私物を事前の通知もなく押収、処分したとして、修正4条の財産保護及び修正14条のデュー・プロセスの権利侵害で告発した事件である。一審は市に暫定的差止命令を出し、二審もそれを支持した。ソトマイヨール裁判官も反対意見で指摘しているように、グランツパス市の公有地野営条例や類似の条例において、修正4条の財産保護にかかる権利侵害が今後法廷で審理される可能性は十分に考えられる。

4. オレゴン州法 (2021) のもとでの条例の有効性

現在、アメリカの多くの都市でホームレスの人々を排除する条例が制定される一方で、コネチカット、イリノイ、ロードアイランドなどの州においては権利章典 (Bill of rights) が相次いで制定されている。オレゴン州もMartin判決を受けて、2021年、公共の場所で寝ているホームレスの人々を罰する自治体の権限を制限する法律を可決した⁴⁶。この法律はさらに、ホームレス状態にある人々に、条例の客観的合理性に異議申し立てができるよう、差止命令または宣言的救済を求める訴訟を起こすための訴因を与えている⁴⁷。この法律は、「ホームレス状態にある個人が、他に選択肢がない場合、公共財で寝泊まりしたり、野営したりしても、罰金や逮捕から保護されることを保障する」ことを意図していた⁴⁸。

⁴⁴ Memorial Hospital v. Maricopa County, 415 U. S. 250, 263-264 (1974). 居住期間に応じて医療を拒否する法令を検討し、「法令の目的が一般に貧困者の移民を禁止することである限り、その目的は憲法上許されない」と判示した最高裁判決。

Pottinger v. Miami, 810 F. Supp. 1551,1580 (S.D. Fla. 1992). フロリダ州南部地区連邦地方裁判所の判決。他に行く場所のないホームレス者に対して屋外で眠ることを禁止するマイアミ市の条例は、憲法に違反し、彼らの移動の権利を侵害する可能性があると判示した。さらに、これらの条例は「デュー・プロセス及び差別的な訴追 (selective prosecution) に関する判例に影響を及ぼす可能性がある」と指摘した。判例の詳細は、拙稿を参照。橋本圭子「公共の場で寝起きしたとしてホームレスを逮捕したマイアミ市の行為がアメリカ合衆国憲法修正第4条の「不合理な逮捕・押収の禁止」に反するとされた事例 (Pottinger v. City of Miami, 810 F. Supp. 1551 (S. D. Fla. 1992))」、『広島文教女子大学紀要』第48巻, 2013年, p.85-95。

⁴⁵ Lavan v. Los Angeles, 693 F. 3d 1022, 1029 (9th Cir. 2012) .

⁴⁶ Ore. Rev. Stat. § 195.530 (2). 「公衆に開放されている公共財で、座る、横になる、寝る、または、屋外で暖を取り、雨露凌ぐ行為を規制する市または郡の法は、ホームレス状態にある人々に対して、時間、場所、方法において客観的に合理的でなければならない。」

⁴⁷ Ore. Rev. Stat. § 195.530 (4) .

⁴⁸ Brief in Opposition 35 (quoting Speaker T. Kotek, Hearing on H. B. 3115 before the House Committee on the Judiciary, 2021 Reg. Sess. (Ore., Mar. 9, 2021)) .

本件二審の第9巡回区控訴裁は、すでに、「グランツパス市の条例は、ある程度、この新法により置き換えられている」としている。ゴーザッチ法廷意見はこの点に触れていないが、新法が市の条例の執行を制限するか否か、また、するとしたらどのように制限するかを最高裁は判断する必要があるかもしれない。

5. 今後の展望

法廷意見の冒頭にもあるように、アメリカのホームレス問題は複雑で悲痛な危機的状況にある。ソトマイヨール裁判官は、「ホームレスの人々、州政府、地方自治体はともに大きな課題に直面しており、最高裁は合衆国憲法を忠実かつ公平に適用する義務がある」としたうえで、反対意見を次のように締めくくっている。「私は、我々の社会が我々のなかで最も弱い立場にある人々が直面しているホームレス問題の複雑さに対処するために団結することを希求し続けている。その責任は、弱い立場にある人々、彼らが住む州や市、そして我々一人ひとりが共有している。『通りを私たちの通り、公園を私たちの公園、学校を私たちの学校とみなして、初めて我々は積極的な市民となり、価値ある目的のために時間と資源を捧げることができる』⁴⁹。当裁判所もまた、最低限の住まいを持たない人の存在そのものを罰することを禁じるために、合衆国憲法を忠実に執行する役割を担っている。近い将来、いつの日か、当裁判所が、私たちのなかで最も弱い立場にある人々のために憲法上の自由を守る役割を果たすことを期待している。」

2024年6月、最高裁は本件を再び二審の第9巡回区控訴裁に差し戻した。本判決は、現在係争中の同様の裁判の行方にも少なからず影響を与えるであろう。場合によっては、反ホームレス条例の施行を予定している自治体の背中を押すことになるかもしれない。しかし、ソトマイヨール裁判官の言葉を借りれば、「判決は当事者及び支援者に扉を閉ざすものでない」。今後、同様の訴訟が提起された場合、連邦裁判所においては、ホームレス問題に特有の「行為」と「状態」の不可分性（修正8条）、条例の立法意図とその恣意的執行（修正14条）などに焦点を当てて、ホームレス者の生活実態に即した憲法判断を期待する。

—2024年9月24日 受理—

⁴⁹ M. Desmond, *Evicted: Property and Profit in the American City* 294 (2016).